

関西広域連合告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づく奈良県に対する関西広域連合の公平委員会の事務の委託を次のとおり廃止するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和5年3月22日

関西広域連合長 三日月 大 造

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和3年関西広域連合告示第3号）は、令和5年3月31日をもって廃止する。